農林水産分野

5 - 1 - 1 農業の振興

▶ 施策の方針

持続可能な営農体制を構築するため、農業法人等の設立や育成を推進するとともに、新規就農者の 確保と育成を図ります。

また、安定した農業経営と所得の確保を図るため、生産性向上に資する農業生産基盤の整備や農業 用施設の長寿命化を推進するとともに、需要に応じた米生産や、園芸導入による稲作との複合経営、 6次産業化70などの取組を推進します。

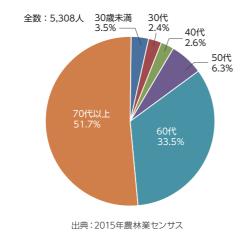
▶ 現状と課題

- ○市では、農業振興と農業所得の向上を図るため、農産物の安定生産と品質向上に努めるほか、認定 農業者 5 等の育成や集落営農 96 の組織化・法人化を推進するとともに、「人・農地プラン 97 | の策 定を通じて認定農業者や法人等への農地集積を推進し、経営体質の安定・強化に努めてきました。
- ○また、土地改良事業の推進による大区画ほ場整備や多面的機能支払交付金⁹⁸等を活用した農業用 施設の維持・長寿命化への支援とともに、低コスト化のための栽培技術等の導入の推進により、農 業の生産性の向上に取り組んできました。
- ○しかしながら、農業者の減少と高齢化による担い手や後継者の不足が深刻な状況にあるほか、平成 30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されたことによる米価への影響など、農業を取 り巻く環境は先行きが不透明な状況にあり、このままでは農業の衰退はもとより、集落機能や農地 の多面的機能の維持にも影響を及ぼすことが懸念されます。
- ○このことから、農業の生産性や所得の向上に向けた取組を更に強化することにより、農業経営の安 定化を図るとともに、新規就農者等の確保と育成に取り組み、農業を次世代へつないでいく必要が あります。

認定農業者数と新規就農者数の推移



農業就業人口の年齢階層状況









▲新規就農者による田植作業

▶ 施策の柱

1 生産基盤の強化

- ・農業の生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化や、高収益作物への転換を可能にする排水対 策等による水田の汎用化、老朽化が進む農業水利施設等の計画的な修繕・更新を推進します。
- ・農畜産物の安定生産と品質向上を図るため、機械等の導入を支援します。また、農作物の安定 生産を阻害する鳥獣被害の防止対策を推進します。

2 担い手の確保

- ・持続可能な営農体制を構築するため、認定農業者 5 の確保・育成や、集落営農 96 による組織化・ 法人化と法人間連携を促進するとともに、新規就農者の確保・育成・定着を支援します。
- ・農業経営の安定化を図るため、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を促進します。

3 所得の向上

- ・安定した所得の確保・向上を図るため、需要に応じた多様な米の生産や生産コストの低減に効 果的な技術の普及を図るほか、稲作と園芸の複合経営の導入・拡大を推進します。
- ・多様な事業者との農商工連携を促進するほか、農林水産物の付加価値向上を図るため、生産か ら加工、流通、販売までを一体的に手掛ける6次産業化70を推進します。
- ・農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売 99 を図るため、地産地消の推進を始め、農業者等 が自ら行う販売促進活動や、飲食店等とのマッチングを支援するほか、輸出促進に向けて関係 団体と連携して取り組みます。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H34)
農業振興地域内の農用地100の面積	18,287ha (H29)	18,267ha
認定農業者数	1,166人 (H30.10)	1,040人
新規就農者数	25人/年 (H29)	31人/年
認定農業者等の担い手への農地集積率	68.0% (H29)	90.0%
【前項目のうち】ほ場整備実施地区内	93.0% (H29)	95.0%
園芸生産に取り組む農業法人数 (累計)	66組織 (H29)	75組織

農林水産分野

5 - 1 - 2 林業・水産業の振興

▶ 施策の方針

林業では、林業者の経営の安定化に向けて、担い手の確保に努めるとともに、森林の多面的機能や 木質バイオマス 54 の利用価値にも着目しつつ、森林資源の保全と伐採・運搬に係る経費の低コスト化 を推進し、木材供給力の向上と市内産木材の需要拡大を図ります。

水産業では、持続可能な漁業生産を確保するため、漁業団体が行う水産資源の保護と安定した漁獲 量の確保に向けた取組を支援します。

▶ 現状と課題

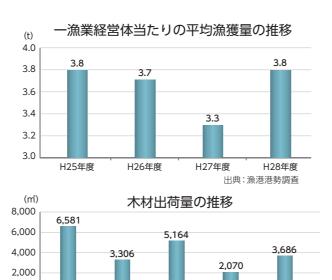
- ○市では、林業の振興に向け、林道、作業路等の整備や除間伐等を行い、森林環境の保全を図ってき ました。
- ○一方で、全国的な課題として、森林所有者の経営意欲の低下や所有者が不明な森林の増加、担い手 不足などにより森林整備が進まない中で、国は、森林環境税 101 と市町村が森林管理を行う森林経 営管理制度 ¹⁰² を創設し、公的に森林整備を推進していくこととしています。
- ○また、水産業については、漁港施設の適切な維持管理を行うとともに、漁業関係団体によるヒラメ やアユ等の種苗放流を支援し、安定的な漁獲量の確保や水産資源の保護を図ってきました。
- ○しかしながら、種苗稚魚放流により漁獲量は維持できているものの、対象魚種の魚価が低迷してい ることや漁業者の高齢化が進み、担い手不足が深刻な状況となっています。
- ○このことから、林業と水産業の担い手の確保や所得の向上、資源の維持に向けた取組を推進してい く必要があります。

H24年度

市内の漁港での漁獲量

漁港名	H24年度	H28年度		
柿崎漁港	34.0	36.5		
大潟漁港	47.3	24.2		
直江津港	26.3	39.9		
有間川漁港	39.1	29.8		
名立漁港	117.1	117.4		
合計	263.8	247.8		
	山曲・海洋井熱理本			





H27年度

出典:上越地域振興局林業振興課

H28年度





▲間伐材を利用したパンフレットスタンド



▲ヒラメの稚魚の放流

▶ 施策の柱

|1| 担い手の確保

- ・林業・水産業の持続可能な経営体制を構築するため、国・県と連携し、担い手の育成・確保を 図ります。
- ・林業では、森林環境税 101 を活用し、森林経営管理制度 102 による森林整備を進め、林業経営者 の経営規模と雇用の安定・拡大につなげていきます。
- ・水産業では、漁港施設の機能を維持するとともに、漁業団体の健全な発展に向けた体制づくり を支援します。

2 所得の向上

- ・林業者の所得向上を図るため、森林資源の整備や木材搬出に必要な労働力の低減・効率化に向 けた牛産基盤の整備を支援します。
- ・木材の有効活用を図るため、合板や木質バイオマス 54 発電の原料としての間伐材の活用を促進
- ・漁業者の所得向上を図るため、未利用魚 103 を関係事業者との連携により加工品として利用す る取組や、魚の鮮度保持の技術向上により高付加価値化を図る取組を促進します。

3 林業・水産資源の維持

- ・森林資源を持続的かつ有効に利用するため、林道、作業路等の整備や除間伐などの森林整備を 推進します。
- ・水産資源を維持し、安定的な漁獲量を確保していくため、漁業関係団体による種苗放流への支 援を行います。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H34)
森林組合等による市内産木材(間伐材含む。)の出荷量	3,686㎡/年(H28)	3,700㎡/年
1漁業経営体当たりの平均漁獲量	3.8 t /年(H28)	3.8t/年

5 農林水産分野

5 - 2 - 1 中山間地域の振興

▶ 施策の方針

中山間地域に暮らしたいと願う市民の生活を守るため、地域の支え合いを基本としながら、それぞれの集落の 実情に配慮した地域振興の取組を総合的に展開し、地域コミュニティと安全・安心な暮らしづくりを支援します。 また、集落住民だけでなく、近隣集落の住民や集落出身者等と連携した農業生産活動や農地の保全等の取組を 支援することにより、集落機能の維持、さらには地域の活性化を図ります。

▶ 現状と課題

- ○市では、水源かん養 ¹⁰⁴ や災害の発生抑制等の公益的機能を有し、市民の生活を支える中山間地域の振興を図るため、上越市中山間地域振興基本条例 ¹⁰⁵ に基づき、地域の支え合いを基本としながら、中山間地域の暮らしや農業、自然環境を守るための取組を総合的に展開してきました。
- ○冬期間の安全・安心な暮らしを地域の支え合いで確保するため、除雪ボランティアを派遣する住民組織等の体制整備を推進するとともに、豊かな自然の中での暮らしを希望する人への情報発信や相談対応を行い、移住促進に取り組みました。
- ○また、集落づくり推進員 106 と地域おこし協力隊が連携し、集落の巡回、相談対応等を行い、集落の将来像の 実現や課題解決に向けた話し合いや具体的な取組を継続的に支援したほか、市内の企業や団体等の社会貢献活動を通じ、集落行事や共同作業の労力の確保を図りました。
- ○さらに、中山間地域の農業と農地の維持を図るため、中山間地域等直接支払制度 ¹⁰⁷ の積極的な活用を促すとともに、集落を越えて連携する地域マネジメント組織 ¹⁰⁸ の取組を支援し、当該地域の農業と農村の活性化に取り組みました。
- ○しかしながら、中山間地域においては、人口の減少や高齢化の進行は止まることなく、コミュニティ機能の維持や、支え合い体制の構築、自主的・自発的な地域活動の継続に課題を抱えています。
- ○また、担い手不足のほか、平成30年産米からの生産調整の見直し等による収入面への影響が大きいことから、 地域の特徴をいかして農業所得を確保していくことや、拡大している鳥獣被害への対策が求められています。
- ○このことから、引き続き、実情に配慮した総合的な支援により集落の維持・活性化を図るとともに、移住者の 受入促進と関係人口の増加により地域の労力不足の解消に努める必要があります。

高齢化の進んだ中山間地域集落の状況

(単位:集落)

	65歳以上の住民が50%以	60歳以上の住民が50%以	55歳以上の住民が50%以	その他…D	中山間地域集落の合計	
	上を占めている集落…A	上を占めている集落…B	上を占めている集落…C		A+B+C+D	参考:地区内の全集落の数
合併前上越	9	12	8	11	40	336
安塚区	8	0	5	15	28	28
浦川原区	11	3	13	8	35	35
大島区	12	8	2	2	24	24
牧区	17	13	7	2	39	39
柿崎区	13	9	10	15	47	57
大潟区	_	_	_	_	_	22
頸城区	_	_	_	_	_	55
吉川区	15	14	14	9	52	52
中郷区	3	7	9	5	24	24
板倉区	13	12	9	16	50	50
清里区	3	7	8	7	25	25
三和区	_	_	_	_	_	46
名立区	9	20	5	4	38	38
合計	113	105	90	94	402	831

※中山間地域は、上越市中山間地域基本条例において、中山間地域として定義付けられた地域による。 ※安塚区を自治会単位としたため、平成30年4月1日現在の町内会総数(820)と一致しない。 出典:上越市自治・地域振興課





▲農業体験交流 (牧区稲刈りツアー)

▲集落づくり推進員 106 によるワークショップ

▶ 施策の柱

1 農業・農地の維持

- ・農業生産活動の継続や農地の維持を図るため、地域マネジメント組織¹⁰⁸の取組の強化を図るほか、専門的 な知見を有する元気な農業づくり推進員による各集落への農業技術の指導・助言等や、中山間地域等直接 支払制度¹⁰⁷を活用した集落活動等を推進します。
- ・農業者の所得向上を図るため、棚田米を始めとする農作物の販売促進に向けた取組を支援します。
- ・電気柵の設置など鳥獣被害防止対策を引き続き行うほか、行政区域を越えて広域化する鳥獣被害を抑制するため、関係機関と連携しながら、鳥獣の捕獲に取り組みます。

2 農村の維持

- ・地域の活性化を図るため、中山間地域が有する豊富な地域資源を活用し、都市部の人々を対象とした農業体験・交流を促進するとともに、中山間地域の魅力発信に取り組みます。
- ・集落や地域の移住サポート団体と連携し、移住者の受入促進と関係人口の増加による労力不足の解消に努めます。
- ・中山間地域のコミュニティ機能の維持や、支え合い体制の構築、自主的・自発的な地域活動の継続を推進していくため、集落づくり推進員による集落の巡回、相談対応などを推進します。
- ・住民が主体となった集落の将来像の実現や課題解決に向けた話し合いを促すとともに、話し合いにより具体化された取組を地域おこし協力隊の導入等により支援します。

3 里地里山の保全

- ・豊かな自然や景観、様々な公益的機能を有する里地里山を保全するため、農地や農業用施設の維持活動と森林保全活動を支援します。
- ・公益的機能を有する中山間地域における集落の労力不足を、企業や団体等による地域貢献活動を通じて支援するとともに、市民全体で里地里山を支えて行く意識の醸成に努めます。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H34)
地域マネジメント組織の設置・取組	市内12の組織において中 山間地域の活性化に向け た取組が行われている状態 (H29)	各地域の維持、再生に向けた取組が継続されている状態
イノシシによる水稲の被害面積[再掲]	25ha/年 (H29)	2.4ha/年以下
中山間部に住んでいる市民の暮らしやすいと感じている 割合 (上越市市民の声アンケート)	70.9% (H30)	80.0%

02

5 農林水産分野

5 - 2 - 2 農・食を通じた生きる力の向上

▶ 施策の方針

市民が生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、食育推進活動を通じて、健全 な食生活や地域食材、郷土料理等の一層の普及啓発に取り組みます。さらに、生産や加工、販売、飲 食といった多様な関係者と連携して食育推進活動を進めることで、農・食を通じた生きる力の向上と 豊かな心の醸成につなげていきます。

▶ 現状と課題

- ○市では、健全な食生活の普及・啓発に向けて、食育に関する知識や取組を普及するためのホームペー ジを開設し、定期的な情報発信に努めるとともに、食育フォーラムを開催し、市民の食育への関心 を高めるよう取り組んできました。
- ○また、地域食材を積極的に取り扱う店舗を「地産地消推進の店」として認定し、地域食材や郷土料 理の更なる普及に取り組んできました。
- ○さらに、障害のある人の就労の拡大と、農業分野における労働力不足の解消を図るため、農業と福 祉の連携により、障害のある人の就労に適した作業内容の把握や、就労先の拡大に向けた農業者へ の周知に取り組んできました。
- ○しかしながら、食育の認知度については、言葉と意味の双方を正しく理解している市民の割合は5 割程度にとどまっています。
- ○このことから、食を通じて心身の健康維持や増進を図っていくため、市民一人ひとりへの普及・啓 発を継続するとともに、多様な関係者の連携や各自の課題に応じた実践者を増やすことにより、食 育活動を浸透させていく必要があります。
- ○また、生産活動を通じた生きがいと活躍の場づくりとして農福連携の取組を進め、障害のある人の 農業分野への就労機会の拡大につなげていく必要があります。





「もぐもぐジョッピー」



▲郷土料理教室



▲女性農業者による稲刈り作業

▶ 施策の柱

1 食育活動の推進

- ・市民が食に関する知識を習得し、健全な食生活を営み、生涯にわたり健康で充実した生活を実 現するため、市民団体等が取り組む食育関連イベントや食育の普及・啓発活動を支援します。
- ・上越産品の生産・消費の拡大と郷土の食文化を継承していくため、関係団体や地産地消推進の 店と連携した周知活動などの取組を展開します。

2 生産活動を通じた生きがい・活躍の場づくり

- ・高齢者の生きがいづくりや女性農業者等の活躍の場となる魅力ある農業を確立するため、園芸 作物の生産や加工品等の開発・販売活動を推進します。
- ・障害のある人の就労機会を拡大するため、農業分野においても、関係機関と連携した取組を進 めます。

▶ 目標

項目	現状値(時点)	目標(H34)
食育に関心を持っている市民の割合 (食育に関する市民アンケート)	74.4% (H30)	90.0%
地産地消推進の店の認定数	162店 (H30.10)	170店